

※	貸付決定番号	第	号
	貸付年月日	年	月 日



生活・自動車
資金貸付借用証書
奨学・住宅
金 円

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会貸付規程（以下、「貸付規程」という。）の定めを承知のうえ、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 利息は、貸付規程第 11 条の規定に定めるところによる。
- 2 貸付金及び利息は、貸付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき償還します。
- 3 貸付規程第 19 条に該当し、未償還金が生じた場合は、退職一時金及び一般財団法人秋田県教育関係職員互助会から支払いを受けるべき給付金等により一括償還します。
- 4 この貸付について公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- 5 この貸付について訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、一般財団法人秋田県教育関係職員互助会の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

※ 年 月 日

一般財団法人秋田県教育関係職員互助会理事長 様

会 員 番 号					
---------	--	--	--	--	--

所属所名

借受人 現住所

職 名

氏名



1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 借受人の印章は、貸付申込書に使用したものと同一の印章を使用すること。
 3 借受人の氏名、借付金額は自署すること。
 4 印紙の額は、印紙税法第 7 条により 10 万円まで 200 円、10 万円を超え 50 万円まで 400 円、50 万円を超え 100 万円まで 1,000 円、100 万円を超え 450 万円まで 2,000 円